

熟議民主主義研究における「中範囲の理論」は可能か？ リベラル・パラドクスの議論を援用して

早稲田大学大学院政治学研究科 博士課程
秀明大学 非常勤講師
i_am_ryota@toki.waseda.jp
坂井亮太

1. はじめに

理想的な熟議モデルと実際の熟議実験との間に相互交流が生じている今日の熟議民主主義研究には、それらを結びつける「中範囲の理論」(R.K.マートン)の必要性が指摘されている(Mutz, 2008)。近年の熟議民主主義研究は、Type1 と呼ばれる J.ハーバーマスのコミュニケーション的行為に関するグランドセオリーについての研究、Type2 と呼ばれる多様な熟議の条件と結果の間にある因果関係を特定する研究に大別される(Bächtiger et al. 2010)。両タイプの研究によって、これまでに熟議がもたらす帰結に関する数多くの因果予測が提起されてきた。D.マッツ(2008)は、これらの因果予測を一つずつ分離して検証することで、熟議をめぐる「中範囲の理論」を構成することを提唱する。目下、「中範囲の理論」の方針に従った実証結果の蓄積も進展しつつある(Steiner 2012)。

では、このような実証的検証を蓄積して得られた「中範囲の理論」によって、熟議民主主義理論の向上は可能となるのか。熟議を促進するとみなされた要因同士が競合する可能性も否定できない(Thompson 2008)。社会学の領域では、これまでに、中範囲の個別理論から全体理論を構成する試みは形式論理的に不可能であることが、社会的選択理論における A.センのリベラル・パラドクスの枠組みを援用する形で指摘されている(田代 1983)。このことは、個別の実証研究の蓄積を通じて熟議民主主義理論を向上していくことを不可能にするのか。

本稿では、熟議民主主義研究の文脈において、この不可能性定理が成立するのかについて検証する。不可能性定理の検証と解決作業を通じて、得られた実証的知見を理論の向上に生かすために、理論の射程を縮小した場面および分野限定的な「中範囲の熟議民主主義理論」を構築する提案を行う。

1.1. 本稿の意義

本稿の意義は、第一に、熟議の中範囲の理論を通じた制度構想の評価を提唱したマッツの議論の成否について、新たに形式論理的な検証を行う点にある。本稿では、熟議をめぐる中範囲の理論を制度構想に対する評価関数とみなしたうえで、各種の中範囲の理論を合成した総合評価が存在しえない可能性を、センのリベラル・パラドクスの議論枠組みを敷衍して示す(Sen, 1970; 田代, 1983; Dietrich and List, 2008)。

本稿の意義は、第二に、アナロジーによる論証という手法(ヘッセ 1986)を用いて、これまで概括的に議論されてきた中範囲の理論の構造を明らかにするとともに、その論理的帰結を解明する点にある。表1は、本稿で用いるアナロジーによる論証の形態を模式的に表している。リベラル・パラドクスの議論をモデルとして、マッツの熟議の中範囲理論との類似点を明らかにすることを通じ、マッツの議論がもたらす帰結が分析される。

モデル	類比対象
リベラル・パラドクス ・ 社会状態の選択肢を評価する ・ 個別評価を合成して総合評価を形成する ・ 各個人の自由権に属する個別評価の優先性 ↓ 上記の特徴を社会的選択理論の方式で合成 ↓ 総合評価の形成が困難	マッツの熟議の中範囲理論 ・ 制度構想の選択肢を評価する ・ 個別評価を合成して総合評価を形成する ・ 各中範囲の理論に属する個別評価の優先性 ↓ 上記の特徴を社会的選択理論の方式で合成 ↓ ?

表1

本稿の意義は、第三に、センのリベラル・パラドクスの議論枠組を従来の自由権とは異なる読み替えを行い拡張する点にある。本稿の論証において用いられるリベラル・パラドクスの議論枠組(Sen 1970b; Sen 1976)は、社会的選択理論の領域においてこれまでに数多くの批判を受けるとともに、数多くの解決策の提案を受けてきた(佐伯 1980, chap.4)。近年では、他の学問領域への波及が進むにつれて、リベラル・パラドクスの議論枠組は、政治理論と厚生経済学にとって有意味な議論ではないとする批判(Vanhuyse 2000)や政治哲学にとっての意義は小さいとする指摘を受けている(Risse 2001)¹。しかし、これらは主に自由権の解釈に局限された批判であった。社会的選好をどのように解釈するかは分析者に開かれており、リベラル・パラドクスで特徴的な優先性(privilege)についての解釈も、一般に自由権とみなされてきた以外の解釈にも開かれている(Sen 1983, p.9; セン 2014, pp.3, 7, 29)。リベラル・パラドクスの解釈は、自由権を超えて、他の分析対象への拡張が試みられてきた(セン 2014, p.14, P.14 n.22)。社会学の分野では、中範囲の理論への拡張事例がある(田代 1983)。しかしながら、政治学の規範理論と実証研究の協働により進められている熟議民主主義研究への拡張はこれまで見られない。そこで、本稿で展開する論証によってリベラル・パラドクスの議論を拡張し、熟議における中範囲の理論に対する分析視角としての新たな意義を付与する。

本稿の意義は、第四に、本稿で「中範囲の熟議民主主義理論」を提案する点にある。場面

¹ Risse(2001)の批判は、自由権を公私の区分の基準と解釈する政治哲学と、自由権を決定権の優先性と解釈する社会的選択理論との間の断絶を指摘したものである。

ごとに理論の目的・射程を限定することで必要な価値基準を特定する処方が、社会的選択理論を援用して示されたリベラル・パラドクスの解決に果たす機能を示す。

1.2. 本稿の問い

本稿の問いは、マッツによる熟議の中範囲理論の提案は、センの示したリベラル・パラドクスが発生する場合と同じ論理構造を持つてしまうのではないか、というものである。この問いを以下の手順に従い検証する。第二節では、熟議民主主義研究における理論と実証の協働をめぐるマッツの問題提起を取り上げる。第三節では、熟議の中範囲理論にもとづく制度構想の評価というマッツの提案を取り上げ、提案の論理構造を明らかにする。第四節では、マッツの提案の優位性について思考例を用いて説明する。第五節では、マッツの提案とリベラル・パラドクスには類比できる論理構造が存在することを示す。そのうえで、マッツの提案には論理的困難が存在することを導く。第六節では、熟議の中範囲理論により提供されたエビデンスを有効に活用するための処方について論じる。

2. マッツの問題提起

マッツ(Mutz 2008)は、論文「熟議民主主義は反証可能な理論か？ (Is Deliberative Democracy a Falsifiable Theory?)」のなかで、熟議民主主義理論そのものは反証可能な理論ではないと診断する。

マッツ(Mutz 2008, p.529)の議論は次のとおりである。まず、熟議が生じたと定義できるために必要とされる要素(独立変数)が多すぎる。そのため、いかなる実証研究も熟議に必要なすべての要素を再現できない。ある実証研究によって、熟議がもたらすと期待された良い帰結(従属変数)が得られないとする反証を示せたと主張されても、その実証研究は熟議を再現するための必要十分条件を満たしていないと批判され反証として受け入れられない。これが意味することは、独立変数として熟議そのものを再現し、熟議の効果を従属変数として検証しようとするあらゆる実証研究は、反証を得ることが不可能な課題に取り組むことになってしまう事態である²。

このような理論と実証研究の協働の在り方は、エビデンスの蓄積を阻む(Mutz 2008, p.533)。これは、われわれが巨人の肩の上に立つことを不可能にする。熟議民主主義研究における反証可能性をいかに確保するのか。マッツはこの課題に対して、熟議そのものを実証の俎上に乗せるのではなく、「中範囲の諸理論」(middle-range theories)の形成を目指すべきであると提案する(Mutz 2008, p.522)。

マッツの定義する中範囲の理論とは、「熟議民主主義理論の重要で、特定可能で、反証可

² この問題に加え、各実証研究が異なる熟議の定義を用いるならば、実証研究の間で得られた結果を比較することも困難となる。

能な部分」についての諸理論を指す(Mutz 2008, p.522)³。このような部分を調査ごとに一つから二つ抽出して検証することを通じ、実証的なエビデンスを蓄積することが可能となり、結果として理論と実証研究を効率的に進展させることが可能になるとマッツは主張する(2008, p.530, p.533)。中範囲の理論と対比されるのは、これまで熟議民主主義の規範的研究において提案されてきたとされるグランドセオリーによるアプローチである。グランドセオリーによるアプローチは、すべての熟議の要素と熟議がもたらす帰結を一つの理論で説明しようとする。マッツの診断を待つまでもなく、グランドセオリーによるアプローチの信頼性にはこれまでも疑問が呈されてきた(マートン 1961)。少なくとも、グランドセオリーによるアプローチを採用することは、熟議に期待される帰結を得るために熟議のどのような要素が重要なのかを知ることを難しくすることは確かである(Mutz 2008, p.531)。

実証的なエビデンスの蓄積を通じて中範囲の理論を形成していくために、マッツが規範理論に要請する事項は以下の3点に集約される(2008, p.524)。

- ・ 明確に定義された概念
- ・ 理論内部での概念同士の論理的関係の特定
- ・ これまで蓄積されたエビデンスと仮説のあいだの一貫性

このような提案は、マッツも自認する通り実証研究の「教科書」に沿った標準的な提案である(Mutz 2008, p.524, p.533)。しかし、熟議民主主義の理論は、これらのいずれの要素も欠いているとマッツは診断する(Mutz 2008, p.524)。

2.1. 規範理論にとってのマッツ提案のインパクト

マッツが熟議民主主義理論を反証可能な理論に変換しようとする背景には、熟議という制度構想を特別視せず他の民主的制度構想と比較してより効率的な制度構想を選び取りたいというマッツ自身の研究関心がある。「熟議は提起された多くの利益を達成する唯一の手段ではない。熟議を論じるすべての研究者は他の手段と比べて熟議がどれくらい有効か知ることを有益に思うに違いない」とマッツは述べる(2008, p.536)。ここからは、上述したマッツの議論が、熟議自体がもつ内在的価値にコミットするのではなく、熟議の道具的価値に

³ Mutz(2008, p.522 n.1)は、中範囲の理論として R.K.マートンに言及するが、中範囲の理論をめぐる自身とマートンの定義との異同については詳述していない。マートンの定義は「theories of the middle range: theories that lie between the minor but necessary working hypotheses that evolve in abundance during day-to-day research and the all-inclusive systematic efforts to develop a unified theory that will explain all the observed uniformities of social behavior, social organization and social change.」である(Merton 1968, p.39)。

コミットする立場（帰結主義の立場）から提起されていることを読み取ることができる。マッツと同様の立場をとる研究は Type2 の熟議研究と呼ばれ、近年多数実施されている（Bächtiger ほか 2010）。今日の熟議民主主義研究は、熟議を促進する要因および熟議がもたらす効果について、すでに非常に多くの報告を有している（Jacobs ほか 2009; Steiner 2012）。状況は不足ではなく、過剰に傾きつつある。問題は、熟議は他の民主的決定制度と比較して優位性を持つのか。また、これらの山積したエビデンスをどのように熟議民主主義理論の向上に利用するのかである。マッツの問題関心は、今日の熟議民主主義研究が直面しているこれらの課題に解答するための手がかりとなる。

このようなマッツの提案は、熟議をめぐる規範理論の立場からどのように評価されるのか。すでに指摘したように、マッツの議論は熟議の道具的価値にコミットする立場から提起されている。この点に、マッツの提案に対する規範理論からの評価を下げる一つの弱点がある。熟議の状況を理想状況と位置づけ理想として望みたい条件を熟議の定義に随時追加していく規範理論に対して、マッツは「熟議の条件を合理化(streamline)」すること、すなわち膨れ上がった熟議の条件を必要不可欠な条件に至るまで厳選していく戦略をとる（Mutz 2008, p.533）。また、同じ目的をより簡便な手段で達成できるならば、熟議の条件に固執する必要もないと述べる（Mutz 2008, p.529）。このような提案は、独立変数そのものに内在的価値を見出す一部の規範理論家にとっては受容できない提案である⁴。

熟議の課題は、不都合がある状況において正統性をもった合意を形成することであり、この課題は熟議の核心をなす理由の提示をともなった適切な正統化手続により達成される（Thompson 2008, p.498）。Thompson(2008, p.498)は、熟議の最大の利点を決定が正統性を獲得することであると定義するが、この利点は手続に内在するものであり、手続の帰結によるのではないと述べる。熟議によって生じる帰結は、それがいかに良い帰結であるとしても、また規範理論家自身はその帰結を予期しているとしても、一部の規範理論にとっては副次的な意味をもつに過ぎない。加えて、熟議理論は今ある政治的現実を批判するために存在しており、今ある政治状況において熟議の予期された効果が生じなかったとしても理論に傷がつくことはない理解される（Thompson 2008, p.499）。このように、熟議を通じて望ましい帰結を得ることは、熟議を論じる一部の規範理論家にとって中心的な課題とはみなされていない。

このような弱点があるにもかかわらず、熟議がもたらす帰結への関心を表明し、熟議民主主義理論が社会科学として成立するための条件を具体的に示したマッツの提案は重要である。なぜなら、正統性のすべてが適切な手続から生じる訳ではないからだ。集合的決定事項に正統性を付与する要因は複数あり、手続のほかにも、例えば集合的決定の認知的向上という好ましい帰結に正統性の源泉を見出す議論も存在する（Estlund 1997; Landemore 2013）。さらに、集合的決定事項の質の向上に留まらずに、熟議の効果を集合的学習に求める議論も

⁴ 例えば、政治参加への意欲を高めるという従属変数を得るために、異質な他者との対話を避ける（独立変数）ことは、この種の規範理論の立場からは容認されないであろう。

提出されている(Habermas 2006; Peter 2009)。このような広義の熟議の効果すなわち手続を通じた正統性の獲得以外の効果については、異論なく実証の対象となることをThompsonも認めている(2008, p.498)。それゆえ、マッツが表明する熟議がもたらす帰結への関心は、多くの規範理論家にとって広い関心と呼ぶテーマである。また、理論と実証の協働についてのテーマは、J.ロールズに端を発する理想理論と非理想理論についての議論を介して、今日の規範理論家の間にその重要性が広く認知されつつある(Valentini 2012; 松元 2015)

3. マッツの中範囲の理論にもとづく制度構想の評価とその論理的条件

マッツは、現状の熟議民主主義理論と実証研究の協働に必要となる三つの要素を提起する。それらは、多義的でない定義(Mutz 2008, p.525)、熟議の必要十分条件の内部の論理関係や熟議と良き帰結の間にある関係の明確化(Mutz 2008, p.529)、既存のエビデンスに沿った理論構築(Mutz 2008, p.533)である。これらのマッツの提案は、熟議民主主義理論を反証可能な理論とするために一般的に必要となる事項であり、いずれも重要である。

しかし、本稿が注目するのは、概念の明確化や実証の蓄積といった中範囲の理論を得るまでの過程ではなく、中範囲の理論を得た後に展望されるマッツの提案である。同論文でマッツ(2008)は、熟議がもつ複数の機能についての反証可能な中範囲の理論を構築したのち、これらの中範囲の理論をもとにして熟議を含む制度構想を機能面から評価することを展望する⁵。本稿の議論は、この蓄積された中範囲の理論群をもとにした制度構想の機能評価という側面に向けられる。この側面をめぐるマッツの提案は、以下のように整理できる。

1. 熟議の「中範囲の理論群を構築する(Mutz 2008, p.521)」
2. 「中範囲の理論群とは、熟議民主主義理論の中で重要で、特定可能で、反証可能な部分である(Mutz 2008, p.522)」
3. 「熟議理論の構成部分の検証を通じてエビデンスを蓄積する(Mutz 2008, p.529)⁶」
4. 「エビデンスが理論の前提を反証できなければならない(Mutz 2006, p.524)」
- 5 a. 「望ましい帰結を得るための手段として、熟議は他の手段と比べて最善なのかを問う(Mutz 2008, p.529)」
- 5 b. 「もし、熟議に期待される帰結をより効率的に実現できる他の制度があるならば、研究者はその代替的構想を受け入れる用意がなければならない(2008, p.529)」

下線はすべて本稿の著者による

表 2

⁵ 本稿において機能とは、センの人の潜在能力に関連した概念ではなく、T.パーソンズおよびR.K.マートンが用いる構造-機能理論における機能を意味する。

⁶ この検証においては、論理的に導かれる帰結をもたらす条件を一つか二つに限定することが推奨される(Mutz 2008, p.533)。

これらのマッツの提案からは、次のことが示唆される。まず、熟議を構成する複数の要素が各種の望ましい帰結を生み出す機能について、一つ一つの要素がもつ単機能に分解して実証的にその因果効果を検証し、判明したエビデンスを中範囲の理論群として蓄積すること。そして中範囲の理論群にもとづき、期待される帰結をどの程度達成できるかを尺度として熟議を含む制度構想を評価することである。

このマッツの提案には、二つの前提、二つの仮定、一つの条件を確認することができる。以下これらについて論じる。まず、マッツの提案には、少なくとも二つの前提がおかれていることが確認できる。第一の前提は、熟議現象の分解可能性である。マッツが提案するように、グランドセオリーとしての熟議民主主義理論を構成要素ごとに分解して実証分析を行うためには、熟議という現象が分解可能であることが前提となる。これは先にあげたマッツの提案の特徴の1（熟議の「中範囲の理論群を構築する」）が成立するための前提条件となる。第二の前提は、制度構想の機能評価が行われることである。「熟議は他の手段と比べて最善なのかを問う」ことで何らかの示唆を得たり、「熟議に期待される帰結をより効率的に実現できる他の制度がある」と判断するためには、対象となる制度構想を何らかの尺度を用いて評価しなければならない。制度構想の機能評価が行われることは、マッツの提案の特徴5a, 5bが成立するための前提となる。

（前提1）熟議現象の分解可能性⁷

マッツの中範囲の理論の提案において前提となるのは、複数の機能を内包する熟議という現象の分解可能性である。ここで分解可能性とは、特定の一つの機能を、残りの機能から切り離して分析対象として扱うことができることを意味する⁸。例えば、「長大な要因のリストがもたらす効果を知るために、研究者は一度に一つか二つの要素に限定して検証すべきである」というマッツの主張には、現象の分解可能性の前提を確認できる(Mutz 2008, p.530)。

そもそも現象の分解可能性が保証されていないなら、中範囲の理論は存在しない(田代 1983, p.170)。現象の分解可能性の前提は、実証的な社会科学における基本的な前提であると考えられる。もちろんマッツは、複合的な要因の存在を想定しているが、実証研究の端緒は一つの要素と単機能の探求であるべきだとして、熟議現象の分解可能性を前提として議論を構築している(Mutz 2008, pp.530–531)⁹。

⁷ ここでは、(田代 1983)の議論を参照した。

⁸ (田代 1983, p.166)を参照。

⁹ 実際の社会現象では、現象を構成する要素同士は相互影響関係をもつ。そのため、ある要素を単独で現象から分解できるとは限らない。そこで、分析における取り扱いを容易にするために、実験手法の導入や理論の側で分解可能な機能（例えば T.パーソンズの AGIL）を

(前提2) 中範囲の理論に基づく制度構想の機能評価¹⁰

マッツ(Mutz 2008, p.536)は、蓄積された中範囲の理論を通じて、熟議の制度構想を評価し、他の制度構想との比較を行うことを展望している。この目標に向け、「熟議に期待される目的が他の方法によってより良く実現される可能性を残しながら、ゆっくりと、しかし確実に熟議理論の構成部分の検証を通じてエビデンスを蓄積すること」が推奨される(Mutz 2008, p.529)。そして、望ましい帰結を得るための手段として、熟議は他の手段と比べて最善なのかを問うことが強調される(Mutz 2008, p.529)。もし、熟議に期待される帰結をより効率的に実現できる他の制度があるならば、研究者はその代替的構想を受け入れる用意がなければならないとマッツは述べる(2008, p.529)¹¹。マッツにとって熟議を含めた制度構想は、その帰結を効率的に達成できる程度に従って評価され、その結果に従い選び取るべき対象である。

このようなマッツの理論展望は、以下の二点を要請することになる¹²。

- 1 熟議の制度構想は、期待された帰結や効果をどの程度達成できたかを基準に評価される。
- 2 熟議の制度構想は、その評価を基にして選び取られる（もしくは棄却される）。

まず前段で示された、熟議の制度構想を帰結や効果の達成度を尺度として評価する点について検討する。マッツ(Mutz 2008)が示すように熟議には複数個の帰結や効果を生む機能が期待されている。それら各機能についての中範囲の理論群は、自身が調査した機能についての達成度合いを尺度として、複数ある制度構想を評価する。こうして得られた評価結果を「個別評価」と呼ぶ¹³。熟議に期待される機能は複数あることから、それぞれの機能を尺度とした個別評価が複数存在することになる。

続いて後段で示された、熟議の制度構想は個別評価を基にして選び取られる、という点について考える。「評価にもとづく決定や選択は、一つの評価の存在を前提とする(田代 1983, p.168)」。ならば、マッツの構想においても、複数ある個別評価から一つの最終的な評価を形成する必要がある。このような複数の個別評価が合成された評価体系を「総合評価」と呼ぶ¹⁴。「総合評価」をもとにして制度構想についての最終的な評価が下される。このように、マッツの提案の成立には、中範囲の理論が提出した個別評価に基づき一つの総合評価が形成されることが前提となる。

各要素に読み込むことによって現象を構成する要素同士の分解可能性を分析上担保する工夫がなされている(cf. 田代 1983, p.171)。

¹⁰ ここでは、(志田 1980)における機能評価の議論を参照した。

¹¹ マッツが、熟議民主主義理論を改変するのではなく、棄却してしまう点が注意をひく。

¹² マッツの展望は、(志田 1980, p.115)の定式化と類似性をもつ。

¹³ この名称は(田代 1983)による。

¹⁴ この名称は(田代 1983)による。

さらに、マッツの提案をもとに、われわれは二つの仮定を置くことができる。第一の仮定は、中範囲の理論が提示する個別評価が順序であること。同様に、第二の仮定は、総合評価も順序であることである。マッツ(Mutz 2008)が熟議民主主義理論に対して重ねて指摘するように、ある理論や言明が反証可能であるためには、合理的な評価に耐える構造をその理論や言明がもっている必要がある。マッツの提案の2において「中範囲の理論群とは、熟議民主主義理論の中で重要で、特定可能で、反証可能な部分である」ことが定義される。反証可能な中範囲の理論が提示する個別評価には、合理的または反証可能であることが期待される。ところで、反証可能性の条件は、一定の順序であることが指摘される(Chambers ほか 2014)。そこで、個別評価は順序であることを仮定する。同様に、総合評価が反証可能であり合理性を備えるためには、総合評価も順序であることを仮定すべきである。

(仮定1・仮定2) 評価の合理性もしくは順序

マッツは、熟議の制度構想に含まれる要素が期待された効果をどの程度達成したかを、評価しようと試みる。ここで、評価を合理的に行うためには、個別評価であれ総合評価であれ、その評価は目的の達成度を表現できる形式を備えていなければならない(志田 1980, p.116)。合理的または反証可能であるために、評価は順序であることが要請される(志田 1980, p.116; Chambers ほか 2014)。順序であるための条件は、社会的選択理論における定式化を援用して、反射性、完備性、推移性を満たすものと考えてよい¹⁵。そこで、仮定1として個別評価は順序である、仮定2として総合評価は順序であると同様に考える。

マッツの提案の3では、「熟議理論の構成部分の検証を通じてエビデンスを蓄積する」ことが提唱される。そして、提案の4では「エビデンスが理論の前提を反証できなければならない」とされる。ここから、マッツの提案においては、個別評価は蓄積されたエビデンスを基にして形成されることが示唆される。これを実現するためには、エビデンスを基にした個別評価を総合評価に反映する必要がある。以下にこのマッツの提案を実現するための条件を記す。

(条件1) エビデンスに裏打ちされた個別評価への優先的評価権限の付与

マッツの提案では、各中範囲の理論が有するエビデンスは、ある熟議の制度構想を評価するために用いられる。マッツの提案では、個別評価から制度構想を評価するための総合評価が形成されるのであるが、総合評価を形成する際には、ある種の中範囲の理論の「使い分け」が行われる。例えば、対面による熟議がもたらす帰結については、この問題についてのエビデンスをもつ中範囲の理論(Bornstein 1992; Sally 1995)に個別評価を委ねる。その一方で、

¹⁵ 何をもって順序とするのかについては、多様な考え方が存在する(セン 2000, p.13)。ここでは Arrow の考え方をもとに順序を定義している。

熟議により生じるシステムティックな情報処理がもたらす帰結については、この問題についてエビデンスをもつ別の中範囲の理論(Barker & Hansen 2005)に個別評価を委ねるといった具合である。

中範囲の理論が導く個別評価は、自身がエビデンスを持つ領域の判断に限り、総合評価にそのまま反映される。ここから、中範囲の理論には、局限された要素間の関係性についての優先的な評価権限が与えられると考えられる。マッツは、個別評価から制度構想を評価するための総合評価を形成する際に課すべき条件として、エビデンスをもつ領域についての個別評価をそのまま総合評価として承認される優先的な評価権限を与えることを課しているといえる。

最後に、いま確認したマッツの提案とその論理的解釈の対応を表3にまとめる。右列にはのちに議論するマッツの提案の論理的解釈に対応した形式論理および追加される論理条件を先取りして記す。

マッツの提案	マッツの提案の論理的解釈	論理
提案1 中範囲の理論群	前提1 熟議現象の分解可能性	I M*
提案2 中範囲の理論が反証可能	仮定1 個別評価は順序となる	I
提案3 実証的にエビデンスを蓄積する	条件1 エビデンスのある個別評価の優越	M*
提案4 エビデンスで理論前提を反証する	条件1 エビデンスのある個別評価の優越	M*
提案5 ab 制度構想を帰結の達成度合いを尺度として評価する	前提2 個別評価から総合評価を形成 仮定2 総合評価は順序となる	S
		U, P

表3

マッツの提案から導出される論理的解釈に、科学的であることを保証するための一般的な条件である定義域の非限定性 U とパレート原理 P を加えることによって(田代 1983, p.169)、センのリベラル・パラドクスと同様の構造が生じる。これについて詳述する前に、マッツの提案がもつ優位性について確認しておく。

4. マッツの提案の優位性

ここでは思考例を通じて、エビデンスに応じた中範囲の理論の「使い分け」というマッツ

の提案がもつ優位性について確認する。具体的には、中範囲の理論の「使い分け」を行わない場合には、不正確な個別評価が総合評価に反映されてしまう問題と Arrow 型の論理的困難の問題が生じることを例示し、中範囲の理論の「使い分け」を論じたマッツの提案の優位性を確認する。

思考例

いま、熟議の制度構想の在り方について、次のような制度構想の選択肢があるとする。

- ・ 制度構想の選択肢 L
- ・ 制度構想の選択肢 P
- ・ 制度構想の選択肢 U

そして、これらの制度構想の選択肢を評価する基準として、中範囲の理論 α 、中範囲の理論 β 、中範囲の理論 γ があるとする。ここで、中範囲の理論 α は、熟議に期待される機能 A についてのエビデンスを有している。同様に、中範囲の理論 β は機能 B について、中範囲の理論 γ は機能 Γ についてのエビデンスを有している。これらの中範囲の理論は、制度構想についての評価関数としての機能を果たす。理解のために、これを各中範囲の理論がもつ選好と考えてもよい。制度構想の良し悪しを順序によって表現するとき、各中範囲の理論が以下のような順序を与える例を考える。

中範囲の理論 α の評価関数 (エビデンスに基づく) : 制度選択肢 U > 制度選択肢 L
 中範囲の理論 β の評価関数 (エビデンスに基づく) : 制度選択肢 L > 制度選択肢 P
 中範囲の理論 γ の評価関数 (エビデンスに基づく) : 制度選択肢 P > 制度選択肢 U

表 4 では、中範囲の理論 A, B, Γ に対応する三つの評価関数が、すべての制度構想の選択肢のペアに対して True もしくは False の二値で個別評価を表明する場合を示している。ここで、中範囲の理論に対して優先性を付与せず、すべての中範囲の理論の個別評価が区別なく考慮されるケースを考える。これは、エビデンスを欠く個別評価であってもそれが総合評価に反映されることを意味する (表 4 中の斜体部分があてずっぽう回答を表す)。全ての中範囲の理論から提出された個別評価を、全て同じ重みづけのもと多数決で集約するケースを表 4 に示す。

	熟議機能 A	熟議機能 B	熟議機能 Γ
	$U > L$	$L > P$	$P > U$
中範囲理論 α ($U > L$)	True	False	False
中範囲理論 β ($L > P$)	False	True	False
中範囲理論 γ ($P > U$)	False	False	True
社会的判断・多数決 による結果	False $\Rightarrow L > U$	False $\Rightarrow P > L$	False $\Rightarrow U > P$
総合評価	$L > U > P > L$ 循環の発生		

表4 二値で表されたアローの不可能性定理

この例において、多数決による結果が循環してしまう問題が確認できる。これは、アロー Arrow の不可能性定理を二値での表現に置き換えたものとして解釈できる(List & Pettit 2004; Dietrich & List 2007)。このように、各中範囲の理論が自身のエビデンスを超えてすべての機能について個別評価を与える場合には、エビデンスを欠く個別評価が混入する不都合に加えて、多数決によっては個別評価にもとづく一貫した総合評価を形成できない可能性が生じる。また、個別評価を多数決によって集約するべきかについても疑問の余地が残る。

マッツの提案は、中範囲の理論の「使い分け」を提唱する。マッツが示した中範囲の理論の展望は、個別評価から総合評価を形成する手続において、その個別評価がエビデンスに基づくものかどうかによってスクリーニングを行い、エビデンスに基づく個別評価を優先的に総合評価に反映するものである。これは、エビデンスを有する中範囲の理論にのみ個別評価を総合評価に反映させる優先権限を付与することで、表4で示す例のようなエビデンスを欠く個別評価の反映を許さない点で優れた処方である。

5. マッツの中範囲の理論の形式的表現とリベラル・パラドクス

マッツの提案する中範囲の理論の「使い分け」は、エビデンスに基づく個別評価を総合評価に反映することを可能にする一方、一部の範囲の理論に独占的な評価権を与える（部分独裁を許す）ことを意味する。以下では、中範囲の理論に優先的評価権限が与えられた場合に個別評価から総合評価を形成できるかについて、センのリベラル・パラドクスの議論枠組み(Sen 1970b)を敷衍して形式論理的な考察を与える¹⁶。

¹⁶ 本稿の論証は、社会低選択理論の議論枠組みを社会学理論の分析へと敷衍した研究群(田代 1983; 志田 1980; 恒松ほか 1981)に影響を受けたものである。本稿は、リベラルパラドクスにおける個人を中範囲の理論に、個人がもつ選好を各中範囲の理論がもつエビデンスに、選好順序を個別評価にそれぞれ置き換えることで、中範囲の理論の分析に応用し

(1) 個別評価の性質 I

先に整理した前提 1 より、熟議現象は分解可能であるため、中範囲の理論が存在すると仮定できる。さらに、仮定 1 より、中範囲の理論は、特定の熟議の機能の達成度を尺度として制度構想の選択肢を順序に並べることで評価する。これらを以下のように形式論理的に表現する。

n 個の異なる中範囲の理論が存在し、それぞれが m 個の制度構想の選択肢を各熟議機能の達成度を尺度として望ましいと評価する順に並べる。これを個別評価と呼ぶ。すなわち、制度構想の選択肢の集合 m から個別評価 f への一意の写像 $f = f(m)$ である。なお、すべての個別評価 i ($1 \leq i \leq N$) は、反射性 xR_ix 、完備性 $\forall i(xR_iy \vee yR_ix)$ 、推移性 $\forall i(xR_iy \wedge yR_iz \rightarrow xR_iz)$ という性質を満たす合理的な順序になっていると考える。

(2) 総合評価の性質 S

n 個の中範囲の理論は、 n 個の個別評価すなわち望ましい制度構想の選択肢の順序をもつ。これらの個別評価を合成したものを総合評価と呼ぶ。総合的評価は、セン(セン 2014, p.5)の用語に従えば記述的選択 (descriptive choice) の一種といえる。総合評価は、制度構想の選択肢の望ましい順序を示し、その順序は反射性、完備性、推移性を弱めた非循環性を満たすとする。

(3) 個別評価から総合評価を形成する際の性質

総合評価は、個別評価に基づいて形成される。総合評価形成手続の性質は、以下の三つの条件群を満たすとする。

まず、エビデンスをもつ中範囲の理論の優先条件を示す。いま、ある中範囲の理論 α のみが、熟議を構成する要素 A とその帰結 1 の因果関係という局限された部分についての実証結果 (エビデンス) を蓄積しているとする。要素 A とその帰結 1 について、科学的なエビデンスをもとに評価できるのは中範囲の理論 α である。ここで、中範囲の理論 α は、「実際に」関わりのある唯一のエビデンスで、残りはただの「余計な口出しをする中範囲の理論」なのであるから、要素 A と帰結 1 の関係性の評価は中範囲の理論 A に委ねられるべき事柄である¹⁷。例えば、無関係の要素 B と帰結 2 について実証した中範囲の理論 β によって要素 A と帰結 1 の関係性は評価されるべきではない。要素 A と帰結 1 の間の関係性は、この関係性について実証したエビデンスをもつ中範囲の理論 α によって評価されるべきことに異論は少ないであろう。中範囲の理論が熟議の制度構想について評価を提出できる領域を、それぞれの調査領域に限定することでエビデンスに基づいた信頼性の高い個別評価を得ること

たものと考えてよい。

¹⁷ この文章は、センの自由主義の価値観についての例示を改変したものである(セン 2000, p.98)

ができる。こうして得られたエビデンスに基づく個別評価を優先的に総合評価へ反映することで、総合評価を形成することができる。このような中範囲の理論の「使い分け」の条件は、自由主義原理を決定権限の優先性(privilege)として理解するセンの議論枠組みを利用している(Sen 1970b; Sen 1970a, pp.87–88)。なお、「権限の正確な内容は社会的選好の解釈として選ばれたものにより特定される」(セン 2014, p.7)。ここでは、権限の内容を、制度構想の評価システムを中範囲の理論が提供するエビデンスを優先的に反映することで形成することと定め分析を進める。このエビデンスの優先性は、センの枠組みを利用して以下のように定式化できる。

条件 M* 中範囲の理論の優先条件： 少なくとも二つの中範囲の理論 k と j があり、それぞれのエビデンスに基づく個別評価が、どちらの順序にせよ、総合評価として承認されるべき異なる制度構想の選択枝のペア (x, y) および (z, w) を、少なくとも一組ずつ割り当てられている。

$$(i) xP_ky \rightarrow xPy \text{ かつ } yP_kx \rightarrow yPx$$

$$(ii) zP_jw \rightarrow zPw \text{ かつ } wP_jz \rightarrow wPz$$

ここで、マッツ(Mutz 2008, p.530)が整理するように熟議は複数の機能をもつことが期待され、熟議の制度構想はこれらの機能をどの程度効率的に達成するかによって多面的に評価されるのであるから、ただ一つの機能によって総合評価が形成されるケースを除外して考えている。このケースを除けば、少なくとも二つ以上の中範囲の理論によって熟議の制度構想は評価されることになる。これは、全ての中範囲の理論に総合評価への決定力を与えるという強い条件ではない点に注意したい。マッツ(Mutz 2008, p.532)も述べるように熟議の条件とされる要素のいくつかは重要なものではなく、熟議の要素の因果関係を調査した中範囲の理論の全てが熟議の構想を評価するために必要であるとは考えにくい。そこで、複数ある中範囲の理論のなかで少なくとも二つ以上の中範囲の理論に、それぞれがエビデンスをもつ分野の評価を委ねると考えることを条件M*は表している。

条件M*に加えて、以下の二つの一般的な公理を満たすと考える。

条件 P パレート原理・満場一致性： 任意の制度構想の選択枝のペア x, y について、すべての中範囲の理論が x を y よりも好ましいと評価するならば、総合評価も x を y よりも好ましいと評価する。形式的には、 $[\forall i : xP_iy] \rightarrow xPy$ で表せる。

条件 P について補足する。ある制度構想の選択枝のペアの評価に関して、すべての中範囲の理論から支持されたエビデンスが存在する場合がある。例えば、対面による熟議を含む

制度構想は、対面による熟議を含まない制度構想よりも好ましいと、すべての中範囲の理論から評価された場合を考える。そのようなときは、コンセンサスとなっている個別評価の結果を総合評価においても尊重することが望ましいであろう。条件 P はこの一般的な原則を表している。

条件 U 定義域の非限定性： 総合評価を形成する際には、弱順序である限りで、論理的に可能なすべての個別評価の組み合わせが許容される。次に、これらの条件がもたらす結果を見てみよう。

定理 個別評価の性質 I、総合評価がもつべき性質 S、条件 M*、P、U をすべて満たす総合評価は存在しない。

証明 (Sen 1970a, pp.87–88)と同様である。

例示 マッツが提示した熟議の中範囲理論がはらむ論理的困難を、新たな思考例を用いて示す。ここでは、分析の容易さのため、二つの中範囲の理論を用いて総合評価を形成するケースを表5に示す。条件 M*で示されたマッツの議論の特徴として、ある機能についてのエビデンスを有する中範囲の理論には優先的評価権限が与えられる点があげられる。いま、中範囲の理論 α には、エビデンスを有する A 側面についての優先的評価権限が認められている。また、中範囲の理論 β には、B 側面についての優先的評価権限が認められている。そのうえで、条件 M*、P、U を用いて個別評価から総合評価を形成する。優先的評価権限が認められた個別評価を下線部分で示す。また、エビデンスに基づかない個別評価を斜体で示す。

	熟議機能 A	熟議機能 B	熟議機能 Γ
	$U > P$	$P > L$	$L > U$
中範囲理論 β ($U > L$)	<i>True</i>	<u>True</u>	<i>False</i>
中範囲理論 γ ($L > P$)	<i>True</i>	<i>False</i>	<u>True</u>
	パレート原理より	U の評価権限より	L の評価権限より
	True $\Rightarrow U > P$?	True $\Rightarrow P > L$	True $\Rightarrow L > U$
総合評価	$U > P > L > U$ 循環の発生 ?		

表5 リベラル・パラドクスの発生

一見すると表5では、エビデンスを有する機能に応じて中範囲の理論を使い分けるときには、センがリベラル・パラドクスで示したものの同様の論理的困難を抱え、循環が発生しているように思われる。しかし、直ちにわかるように、熟議機能 A についての二つの個別評価は、

中範囲理論 β および γ がもつエビデンス ($U > L$) および ($U > L$) に基づいていない。マッツの提案には優れた点があり、このようなエビデンスに基づかない個別評価が総合評価に反映することを排除する。よって、 $U > P$ は総合評価には反映されず、総合評価は $P > L > U$ となり循環が防止される。

循環が防止される理由は、マッツの提案がセン (Sen 1976) が有望とみなすパレート原理の緩和によるパラドクスの解決策に沿うためである。マッツの提案をみると、全員一致の判断であっても、それらの個別評価がエビデンスを欠く場合には社会的反映がなされないことが分かる。パレート原理は、「全員一致の判断の社会的反映」と「無関係対象からの独立性」の二側面からなる (佐伯 1980, pp.138–139)。マッツの議論は「全員一致の判断の社会的反映」の側面を緩和することにつながる¹⁸。具体的には、パレート原理における情報的基礎が拡大され、個別評価を提示しようとする中範囲の理論にエビデンスがあるかについての情報を利用するようにマッツの議論は構成されている。

しかし、以下の例からは、マッツの構想が完全な解決策にならないことが判明する。表 6 では、パレート原理が適用される満場一致の評価が形成されている箇所がない。しかし、集合的決定には循環が生じている。すなわち、マッツの提案が緩和したパレート原理が関わらないケースでも、エビデンスに対する優先的評価権限を与えただけで循環が生じることが示されている¹⁹。この循環が生じるのは、それぞれが一つの優先評価権を有する三つ以上の中範囲の理論がある場合である (Risse 2001, p.189)。

	熟議機能 A	熟議機能 B	熟議機能 Γ
	$U > L$	$L > P$	$P > U$
中範囲 α ($U > L$)	<u>True</u>	<i>False</i>	<i>False</i>
中範囲 β ($L > P$)	<i>False</i>	<u>True</u>	<i>False</i>
中範囲 γ ($P > U$)	<i>False</i>	<i>False</i>	<u>True</u>
	U の評価権限より	L の評価権限より	P の評価権限より
	True $\Rightarrow U > L$	Ture $\Rightarrow L > P$	True $\Rightarrow P > U$
総合評価	$U > L > P > U$ 循環の発生		

表 6 優先評価権限の付与のみによる循環の発生

マッツの提案に沿うだけでは、われわれは論理的困難を完全な解決に導くことができない。マッツの中範囲理論の提案は、リベラル・パラドクスの論理構造と類似性をもち、その論理的帰結はマッツが提案したエビデンスに基づく制度構想の評価が形成できない可能性を示唆する。

¹⁸ センは第二の側面である「無関係対象からの独立性」を緩和する解決策を提案する。

¹⁹ ギバードのパラドクス (佐伯 1980, pp.128–129; Gibbard 1974) を参照。

6. 解決策の検討

6.1. 既存の解決策の評価

マツツは、熟議が成立するために不必要な要素を削減することを提案する。この解決策は、複数評価基準を用いる際に生じる問題の低減に有効である(Nurmi & Meskanen 2000, p.308)。しかし、最少で三つの機能を熟議に仮定して制度選択肢を評価する場合には、パラドクスが生じる可能性があることを本稿で確認した。さらに、望ましい帰結を得るために必要な最小限の熟議の条件を探求するならば(Mutz 2008, p.532)、熟議の手続的価値の実現に必要な要素を削除対象としてしまう危険があり、有効な解決策とは言えない。

では、これまでにセンのリベラル・パラドクスの解決策として提案された多くの議論は、本稿が論じる中範囲の理論の問題に適用できるだろうか。以下、条件 U、条件 P、条件 ML (本稿の文脈では条件 M*) について検討する。まず、定義域の非限定性条件 (条件 U) の緩和が提案された。条件 U の緩和は、本稿の議論の文脈では、例えば個別評価のアドホックな選択という処方をも可能にする。一つのエビデンスに対する解釈は複数ありうるため、一つの中範囲の理論はエビデンスの解釈に応じて複数の個別評価を持ちうる²⁰。そこで、エビデンスに関する可能な解釈のなかから、全体評価に不整合を生じさせないような解釈を選択する処方が考えられる。これは、総合評価の整合性を考慮したメタ・ランキングによる統制を通じて、不整合を生じさせる個別評価を排除することを意味する。しかし、このような処方は、熟議民主主義理論をエビデンスに関するアドホックな解釈の合成物にしてしまう点で問題がある²¹。

続いて、満場一致条件 (P 条件) の緩和も提案された。本稿の文脈では、エビデンスを持たない中範囲の理論が越権的に評価を表明したことで満場一致が得られた場合には、満場一致の結果であっても総合評価に反映しない例が考えられる。しかし、表 6 で示したように、ギバード・パラドクスと同様に、P 条件が関与しなくても循環が生じてしまう問題が残る。

6.2. 中範囲の熟議民主主義理論の提案

本稿が有力であるとする解決策は、熟議の目的の特定とそれを可能にする中範囲の熟議理論の構築を通じた解決策である。これは、自由権の解釈 (条件 ML、本稿の文脈では条件 M*) を変更することを通じて実現される。本稿の文脈では、エビデンスに語らせることに

²⁰ センの「多元的選好」と同様の性質をもつ(セン 2014, chap.22))。しかし、エビデンスに関する解釈を自在に変更できることは、熟議民主主義理論を反証不可能な理論にしている原因の一端である。

²¹ このほかに、エビデンス自体にはメタ・ランキングを参照する行為主体性がない、実証結果 (エビデンス) に基づく個別評価にタブーを設けることは実証研究の意義を減じてしまうといった問題点を指摘しうる。

一定の制約を設けることを意味する。トンプソンは、熟議を構成する要素の間のコンフリクトの可能性を指摘し、要素間でトレードオフの必要性を述べる(Thompson 2008, p.511)。そして、トンプソンは、熟議がもつ機能同士のコンフリクトの解消を規範的課題として提起する(2008, p.513)。では、どのようにしたら熟議に期待される機能のコンフリクトを解消できるのか。例えば、熟議、規範原則、実践知など何らかの方法を用いて、場面に応じて実現すべき機能や帰結の優先順序を決めることが考えられる。実現すべき機能や帰結は、適用すべき規範的原理の選択によって決定される。事例に対して適用されるべき規範原理の選択問題は、原則主義、決疑論、特定化といった応用倫理における方法論において探求されている(松元 2015, chap.9)。いずれの方法においても、目指されるものは価値基準の優先順位づけに他ならない。

熟議目的の特定化

制度構想を機能評価するための評価基準は、評価の目的に応じて決定される。このとき、実現すべき目的は過度に広範であってはならない。目的が過度に広範では、「何を情動的基礎とし、どのような価値基準を使うかは明確にならない」(須賀 2014, p.249)。同様のことが、熟議という概念に関しても言える。必要となる価値基準と情動的基礎を知ることができる程度に、熟議の目的が特定化される必要がある²²。

熟議が実施される場面や分野に限定された射程をもち、実現すべき機能や機能を導く因果関係についての体系を「中範囲の熟議民主主義理論」と呼ぶことにする²³。これは、熟議の因果効果を実証した中範囲の理論群とは異なる。特定の場面および分野で熟議がどのような機能を果たすべきなのかという問いを通じて、熟議の目的が特定される。看護方針をめぐる患者家族と医療従事者との熟議の例を考えよう。中範囲の熟議民主主義理論は、この場面での熟議の目的を、ケアの倫理への参照を通じて、理由の提示を向上させることではなく、当事者間の共感を高めることに設定したとしよう。設定された目的に応じて、当該の熟議において重視すべき機能評価基準が特定される。ここで我々は初めて山積している熟議に関するエビデンスから、規範的目的に応じて必要な因果関係を選びだし、提案されている熟議の制度構想を評価することができる²⁴。共感を促進する因果関係についてのエビデンスに優先的評価権限を付与することで、中範囲の熟議民主主義理論は、共感を増加させる機能をも

²² 熟議を実施すること自体を目的とするケースも許容される。

²³ ここで、中範囲という言葉を用いる理由は、場面や分野ごとの理論とグランドセオリーとの断絶ではなく、場面や分野ごとに体系的に行われた熟議の実践と実証結果が、グランドセオリーの作り直しを促す「再方式化」や新たな理論を生み出す「創始」の基礎となることを強調するためである(マートン 1961, p.9)。

²⁴ 逆に、中範囲の規範理論を通じて、山積した実証結果から規範的に重要な実証結果と規範的には意味の薄い実証結果を選別することができる。この点については、同志社大学の飯田健准教授から指摘をいただいた。

つ熟議の制度構想を高く評価することができる。中範囲の熟議民主主義理論は、価値基準が適用されるべき状況を特定することで、価値基準の優先順位づけを可能にする。中範囲の熟議民主主義理論の構築を通じて、エビデンスを構造的に利用する可能性を開くことができる。

7. 結論

本稿では、熟議の中範囲の理論を通じた制度構想の評価を提唱したマッツの議論の成否について、新たに形式論理的な検証を行った。その際には、アナロジーによる論証の手法を用いて、中範囲の理論の構造を明らかにするとともに、その論理的帰結を解明した。

その結果、マッツの熟議の中範囲理論の提案は、リベラル・パラドクスと同系の論理的困難を生む構造をもってしまふことが判明した。この困難を解決するにあたって、エビデンスに語らせることの重要性を確認したが、エビデンスに語らせるだけでは論理的困難を完全には解決できないことを示した。

最後に、従来リベラル・パラドクスの解決策として提案された議論のうち、中範囲の理論の問題に適用することが望ましい解決策はどのような形態をとりうるのか展望した。特に、局限された場面を射程とする「中範囲の熟議民主主義論」の構築についての展望を示した。

引用文献一覧

- Bächtiger, A. et al., 2010. Disentangling Diversity in Deliberative Democracy: Competing Theories, Their Blind Spots and Complementarities. *Journal of Political Philosophy*, 18(1), pp.32–63.
- Barker, D.C. & Hansen, S.B., 2005. All Things Considered: Systematic Cognitive Processing and Electoral Decision-making. *Journal of Politics*, 67(2), pp.319–344.
- Bornstein, G., 1992. The free-rider problem in intergroup conflicts over step-level and continuous public goods. *Journal of Personality and Social Psychology*, 62(4), pp.597–606.
- Chambers, C.P., Echenique, F. & Shmaya, E., 2014. The Axiomatic Structure of Empirical Content. *American Economic Review*, 104(8), pp.2303–2319.
- Dietrich, F. & List, C., 2008. A Liberal Paradox for Judgment Aggregation. *Social Choice and Welfare*, 31(1), pp.59–78.
- Dietrich, F. & List, C., 2007. Arrow's Theorem in Judgment Aggregation. *Social Choice and Welfare*, 29(1), pp.19–33.
- Estlund, D., 1997. Beyond Fairness and Deliberation: The Epistemic Dimension of Democratic Authority. *Deliberative Democracy*. Mass.: MIT Press, pp. 173–204.
- Gibbard, A., 1974. A Pareto-consistent libertarian claim. *Journal of Economic Theory*, 7(4), pp.388–410.
- Habermas, J., 2006. Political Communication in Media Society: Does Democracy Still Enjoy an Epistemic Dimension? The Impact of Normative Theory on Empirical Research. *Communication Theory*, 16(4), pp.411–426.
- Jacobs, L.R., Cook, F.L. & Delli Carpini, M.X., 2009. *Talking together: public deliberation and political participation in America*, Chicago: University of Chicago Press.
- Landemore, H., 2013. *Democratic Reason: Politics, Collective Intelligence, and the Rule of the Many*, Princeton, NJ: Princeton University Press.
- List, C. & Pettit, P., 2004. Aggregating Sets of Judgments: Two Impossibility Results

- Compared. *Synthese*, 140(1–2), pp.207–235.
- Merton, R.K., 1968. *Social theory and social structure* Enl. ed., New York, NY: Free Press.
- Mutz, D.C., 2006. *Hearing the Other Side: Deliberative versus Participatory Democracy*, Cambridge ; New York: Cambridge University Press.
- Mutz, D.C., 2008. Is Deliberative Democracy a Falsifiable Theory? *Annual Review of Political Science*, 11(1), pp.521–538.
- Nurmi, H. & Meskanen, T., 2000. Voting Paradoxes and MCDM. *Group Decision and Negotiation*, 9(4), pp.297–313.
- Peter, F., 2009. *Democratic Legitimacy*, New York: Routledge.
- Risse, M., 2001. What to Make of the Liberal Paradox? *Theory and Decision*, 50(2), pp.169–196.
- Sally, D., 1995. Conversation and Cooperation in Social Dilemmas A Meta-Analysis of Experiments from 1958 to 1992. *Rationality and Society*, 7(1), pp.58–92.
- Sen, A.K., 1970a. *Collective choice and social welfare*, San Francisco: Holden-Day.
- Sen, A.K., 1970b. The Impossibility of a Paretian Liberal. *Journal of Political Economy*, 78(1), pp.152–157.
- Sen, A.K., 1976. Liberty, Unanimity and Rights. *Economica*, 43(171), pp.217–245.
- Sen, A.K., 1983. Liberty and Social Choice. *The Journal of Philosophy*, 80(1), pp.5–28.
- Steiner, J., 2012. *The Foundations of Deliberative Democracy: Empirical Research and Normative Implications*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Thompson, D.F., 2008. Deliberative Democratic Theory and Empirical Political Science. *Annual Review of Political Science*, 11(1), pp.497–520.
- Valentini, L., 2012. Ideal vs. Non-ideal Theory: A Conceptual Map. *Philosophy Compass*, 7(9), pp.654–664.
- Vanhuyse, P., 2000. On Sen’s Liberal Paradox and its Reception within Political Theory and Welfare Economics. *Politics*, 20(1), pp.25–31.

- アマルティア・セン, 2014. 若松良樹, 須賀晃一, 後藤玲子訳『合理性と自由(下)』, 東京: 勁草書房.
- アマルティア・セン, 2000. 志田 基与師訳『集合的選択と社会的厚生』, 勁草書房.
- マリー・ヘッセ, 1986. 高田 紀代志訳『科学・モデル・アナロジー』, 東京: 培風館.
- ロバート K. マートン, 1961. 森東吾訳『社会理論と社会構造』, 東京: みすず書房.
- 佐伯胖, 1980. 『「きめ方」の論理: 社会的決定理論への招待』, 東京: 東京大学出版会.
- 志田基与師, 1980. 「機能理論の説明形式」. 『ソシオロゴス』, 第 4 号, 112-124 頁
- 須賀晃一, 2014. 「社会的正義の情報的基礎—社会的選択理論からの接近」. 井上彰, 田村哲樹編『政治理論とは何か』. 東京: 風行社.
- 田代秀敏, 1983. 「中範囲理論の一般不可能性 —構造—機能理論は経験的研究に適用可能か?—」. 『ソシオロゴス』, 第 7 号, 166-179 頁.
- 恒松直幸, 橋爪大三郎, 志田基与師, 1981. 「機能要件と構造変動仮説」. 『ソシオロゴス』, 第 5 号, 152-168 頁.
- 松元雅和, 2015. 『応用政治哲学: 方法論の探究』, 東京: 風行社.